

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 細則（抜粋）

第9章 加盟団体

（加盟団体及びそれに所属する個人の権利及び義務）

第31条 加盟団体及びそれに所属する個人は、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本会が主催する競技会・講習会・研修会等に参加すること。
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会主催の全国大会等の県予選に参加すること
 - (3) 加盟団体として意見を述べること。
 - (4) 第35条、第36条及び第37条に規定する評議員候補者、理事候補者及び監事候補者を推薦すること。
- 2 加盟団体及びそれに所属する個人は、次の事項に関する義務を負う。
- (1) 定款第55条の定めを遵守すること。
 - (2) 第29条に規定する分担金を納付すること。
 - (3) 所属する役員・選手等が本県を代表するチーム及び個人として招聘された場合、特別な事情がない限り当該選手・役員等を参加させる義務を負う。
 - (4) 加盟団体に所属する選手の在籍は、自由であり活動が保証される。また、加盟団体は、選手が移籍を申し出た場合には、これを拘束できない。
 - (5) 加盟団体は、選手等から一般財団法人スポーツ仲裁機構の裁定を求められた場合、正当な理由がない限り拒否できない。
 - (6) 加盟団体協議会委員を選出すること。
- 3 加盟団体及びそれに所属する役員・選手等が、前項の義務を怠り又は本規定に違反した場合、本会は、定款56条の定めにより懲罰を科すことができる。

<スポーツ仲裁に関する規則>

公益財団法人埼玉県スポーツ協会が開催するスポーツ振興事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

平成24年12月21日

平成31年4月1日

公益財団法人埼玉県スポーツ協会